



平成 23 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 常 葉 浩 之
 (コード番号 4848 東証第一部)
 問 い 合 わ せ 先 財 務 I R 部 長 朝 武 康 臣
 電 話 番 号 03-4530-4830

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年12月22日に開催を予定している第19期定時株主総会に、決算期変更のための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までとしておりますが、現行の事業年度では繁盛期と決算期が重なっており、期初から新しい組織体制に移行することができない状況にあります。従って事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第9条（招集の時期）、第10条（定時株主総会の基準日）、第18条（取締役の任期）、第31条（監査役の任期）、第40条（会計監査人の任期）、第41条（事業年度）、第42条（剰余金の配当の決定機関）、第43条（剰余金の配当の基準日）、第44条（配当金等の除斥期間）につき所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現在 毎年9月30日 変更後 毎年12月31日

注：事業年度の変更に伴い、第20期事業年度は平成23年10月1日から平成24年12月31日までの15ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けることといたします。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集の時期) 第9条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。	(招集の時期) 第9条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第10条 会社の定時株主総会の議決権の基準日	(定時株主総会の基準日) 第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日

は、毎年 <u>9月30日</u> とする。	は、毎年 <u>12月31日</u> とする。
(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) (現行第18条のとおり)
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) (現行第31条のとおり)
(会計監査人の任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(会計監査人の任期) (現行第40条のとおり)
(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>10月1日</u> から <u>翌年9月30日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の決定機関) 第42条 当社は、 <u>剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>	(削除)
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。
(配当金等の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ② 未払の配当金には利息をつけない。	(配当金等の除斥期間) 第43条 (現行第44条のとおり)
(新設)	附 則 第1条 <u>第9条(招集)の規定の変更は、平成24年10月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u> 第2条 <u>第10条(基準日)及び第42条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、平成24年</u>

	<p><u>1月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第3条 <u>第18条（取締役の任期）の規定にかかわらず、平成23年12月の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成24年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、平成25年3月の定時株主総会終結時にこれを削除する。</u></p> <p>第4条 <u>第40条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、平成23年12月の定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、平成24年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、平成25年3月の定時株主総会終結時にこれを削除する。</u></p> <p>第5条 <u>第41条（事業年度）の規定にかかわらず、第20期事業年度は、平成23年10月1日から平成24年12月31日までの15ヶ月とする。</u> <u>なお、本附則は、第20期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>
--	---

以 上